

○南伊豆町庁用マイクロバス使用規程

(平成 22 年 1 月 27 日規程第 1 号)

改正 平成 22 年 8 月 20 日規程第 8 号

(目的)

第 1 条 この規程は、南伊豆町庁用マイクロバス (以下「マイクロバス」という。) の有効な利用と安全運転を図るため、必要事項を定めることを目的とする。

(使用基準)

第 2 条 マイクロバスの使用は、役場の各課・局・室のほか、公務又は公共性のある事業で使用する場合に限り、町内の団体でなければ使用することができない。ただし、町長が特別に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 前項の規定によりマイクロバスを使用する場合は、乗車員 (運転者を含む。) が 8 人以上 29 人以下でなければならない。

(使用時間及び範囲)

第 3 条 マイクロバスの使用は、原則として職員の勤務する日とし、使用時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、緊急の用件その他特別の理由がある場合については、勤務日以外の使用を認めるものとする。また、使用時間についても午前 5 時から午後 10 時までの時間内で使用できるものとする。

2 マイクロバスの運行は、原則として日帰りとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、宿泊を認めるものとする。

3 マイクロバスの運行距離は、次に定める距離を目安として運行するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(1) 日帰りの運行距離は、片道 200km を目安とする。

(2) 宿泊の場合の運行距離は、1 日 400km を目安とする。

(使用申請手続き)

第 4 条 マイクロバスを使用する団体又は団体の責任者 (以下「団体の責任者」という。) は、南伊豆町庁用マイクロバス使用許可申請書 (様式第 1 号) に次に掲げる書類を添えて当該使用日の 2 月前から 7 日前までに町長に提出し、許可を受けなければならない。

(1) 行程表 (目的地までの詳しい道程のもの)

(2) 乗車員名簿

(3) 運転者の大型自動車免許証又は中型自動車免許証 (限定を除く。) の写し

(4) 傷害保険証書の写し

(使用許可)

第 5 条 町長は、申請書が提出されたときは、速やかに当該使用の目的、運行経路等を審査するものとする。

2 町長は、審査の結果、マイクロバスの使用に支障がないと認めるときは、当該使用を許可し、団体の責任者に対し南伊豆町庁用マイクロバス使用許可証（様式第2号。以下「使用許可証」という。）を発行しなければならない。

3 町長は、使用許可証を発行するにあたり、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 急遽公務により使用することができない場合があること。
- (2) 運転時間が連続して2時間を超える場合には、2時間ごとに10分以上の休憩を取ること。
- (3) 運転者は、運転業務と運転業務の間に連続して8時間以上の休憩を取ること。

（使用許可証の携帯）

第6条 団体の責任者は、使用許可証を使用中必ず携帯し、いつでも提示できるようにしなければならない。

（管理及び点検）

第7条 マイクロバスは、総務課が管理する。

2 総務課は、運行管理及び整備保全の業務に当たる。

3 総務課長は、日常の整備保全及び貸出し事務についての責任者を定め、安全かつ有効な利用に万全を期さなければならない。

（運転者）

第8条 マイクロバスの運転者は、大型自動車免許又は中型自動車免許（限定を除く。）を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 町の職員（臨時又は非常勤の職員を含む。）
- (2) 一部事務組合等の常勤の職員
- (3) 町長が予め指定する者
- (4) 町長が認めた者

2 第2条に規定する団体については、団体の責任者が責任をもって大型自動車免許又は中型自動車免許（限定を除く。）を有する者を運転者として依頼することとする。

〔第2条〕

3 1日の運行距離が400kmを超える場合は、原則として2人乗務とする。

4 運転者は、その都度車両運行日誌に記入するとともに総務課長への運行報告を行い、検印を受けるものとする。

5 運転者は、事故未然防止と車の機能を維持するため、次の事項を使用前に必ず点検し、異常がないことを確認したうえでなければ使用してはならない。

- (1) 制動装置
- (2) 走行装置
- (3) 照明装置

(4) バッテリー及びタイヤ

(5) オイル及び燃料

(6) その他安全走行のために必要な事項

6 前項の点検によって修理を要する場合は、総務課長の承認を得て行うものとし、修理が完了するまでの期間使用を禁止する。

7 団体の責任者は、マイクロバスを使用したことにより修理を要することが生じた場合は、原則として修理費を負担するものとする。

(経費)

第9条 団体の責任者は、運行に要した経費について負担するものとする。

2 団体の責任者は、マイクロバスの使用後、燃料を使用前の状態に戻さなければならない。

3 同乗者にかかる傷害保険は、団体の責任者が必ず加入し、保険料は、団体の責任者が負担するものとする。

4 団体の責任者は、マイクロバスの使用後に必ず清掃をすることとし、清掃にかかった経費については、団体の責任者が負担するものとする。

(事故等の処理)

第10条 マイクロバスの使用中に万一事故が発生した場合は、運転者及び団体の責任者は、その場の善処に努め、直ちに総務課長に連絡し指示を受けなければならない。

(損害賠償)

第11条 マイクロバスを使用したことによって生じた事故の人的又は物的な損害（以下「人的損害等」という。）は、町、運転者及び団体の責任者が協議のうえ賠償割合を決定し、当該人的損害等を賠償するものとする。

(使用の中止及び禁止)

第12条 次の事項に該当したときは、貸出しを中止又は禁止する。

(1) 申請書の内容以外の目的に使用したもの

(2) 申請者が他人にこれを貸与、譲渡したもの

(3) 使用状況が著しく悪く、各条項を遵守しないもの

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則(平成22年8月20日規程第8号)

この規程は、公布の日から施行する。